



高齢者
支援センター

65歳からのサポートック

～ 寒川町高齢者ガイド ～

ゼッコー鳥 ピピ



モクセイの精霊 げん木

 寒川町
健康福祉部 高齢介護課

目 次

● 高齢者向けのサービスや事業	1-10
介護予防に関する教室や事業 ······	1-2
高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業 ···	3-4
高齢者やその家族の方へのサービスや事業 ···	5-8
介護予防・日常生活支援総合事業 ······	9-10
● 介護保険サービス	11-14
介護保険とは ······ ······ ······	11-12
介護保険サービスの紹介 ······ ······	13-14
● 認知症が心配になったら	15-20
認知症とは ······ ······ ······	15-16
認知症支援事業 ······ ······ ······	17-20
● 認知症の診療を行う医療機関や相談窓口	21-22
認知症の診療を行う医療機関や相談窓口 ·····	21-22
● 認知症ケアパス	23-24
認知症ケアパス一覧表 ······ ······	23-24
● 各種相談先	25-35
寒川町地域包括支援センター ······ ······	25-26
寒川町社会福祉協議会 ······ ······	27-30
寒川町シルバー人材センター ······ ······	31
寒川町シニアクラブ連合会 ······ ······	32-33
寒川町ふれあいセンター ······ ······	34
問合せ先一覧表 ······ ······ ······	35
● 付録（町内案内図）	



高齢者向けのサービスや事業



介護予防に関する教室や事業

本町では、要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、心身ともに健康で生き生きとした生活が送れるよう、介護予防に関する教室や事業を実施しています。

各教室や事業の申込方法等、詳細は広報さむかわや町ホームページをご覧下さい。

✿ 元気はっけん広場

運動・口腔機能向上、認知症予防、栄養・食生活改善等を目的とした介護予防教室です。事前の申し込みをせずに参加でき、初回及び最終回に体力測定を行います。

対象者・・・町内在住の 65 歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方

日 時・・・第 1 期：4 月～6 月の毎週月曜日 全 12 回

第 2 期：7 月～9 月の毎週月曜日 全 12 回

第 3 期：10 月～12 月の毎週月曜日 全 12 回

第 4 期：1 月～3 月の毎週月曜日 全 12 回

9 時 45 分～11 時 45 分

※一部火曜日等、曜日や会場が異なることがあります。

高齢介護課で配布している日程表、広報さむかわをご確認ください。

場 所・・・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）

定 員・・・先着 100 名程度（1 回につき）

参加費・・・無料

問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当 電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

✿ 高齢者健康トレーニング教室

運動機能向上、認知症予防等を目的とした介護予防教室です。

トレーニング機器を使用した筋力トレーニングや体操、ストレッチ等を行い、初回及び最終回に体力測定を行います。

対象者・・・町内在住の 65 歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方

日 時・・・第 1 期：6 月～7 月の毎週水曜日

第 2 期：9 月～10 月の毎週水曜日

第 3 期：11 月～12 月の毎週水曜日

場 所・・・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）

定 員・・・1 期につき 20 名程度

参加費・・・1 期につき 800 円（トレーニングルーム利用料等）

問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当 電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613



✿ 介護予防講師派遣事業

運動機能向上、認知症予防等目的とした介護予防事業です。プロのインストラクターを派遣し、体や脳の体操を行うことで団体の介護予防活動を支援します。

対象者・・・町内在住で主に 65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方で構成される団体（同事業以外の活動実績がある団体に限ります。）

日 時・・・4 月～翌年 3 月末まで団体の希望する日
(12 月 29 日～1 月 3 日を除く) 1 回 1 時間までとなります。

場 所・・・町内で体操等の運動が実施出来る会場
※公民館や地域集会所等 1 人あたり約 4 m²程度のスペースを確保できる会場を予約して下さい。

定 員・・・10 名以上 30 名まで（但し 30 名以下の場合でも使用する会場の制限人数を上限とします。）

参加費・・・原則無料（但し 1 団体につき月 2 回まで、年間計 12 回までとします。）

申込・問合せ・・・開催希望日の 30 日前までに、所定の申請書をご提出のお申し込み下さい。申請書は高齢介護課の窓口で配布及び町ホームページに掲載しています。また、初回申請時に団体の概要（活動内容・実績）を 1 部提出してください。

高齢介護課 介護保険担当 電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

✿ 寒川町シニアげんきポイント事業

高齢者の介護保険施設でのお手伝いを支援することで介護予防に繋げる事業です。

活動実績に応じてポイントを付与し貯めたポイントで、さむかわ Pay と交換することができます。

対象者・・・町内在住の 65 歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方

日 時・・・施設の指定する日時で、1～2 時間程度

場 所・・・きくの郷（小動）、寒川ホーム（小谷）、湘風園（大蔵）、神恵苑（宮山）、ミモザ寒川（倉見）、ヨウコーフォレスト湘南（倉見）、かえで園（一之宮）、きんもくせい（一之宮）、ファミーユ湘南（大曲）、つどい処さむかわ（一之宮）、ホームステーション寒川倉見（倉見）、花物語さむかわ（岡田）

内 容・・・話し相手、ドライヤーかけ、洗濯物たたみ、植栽の世話、掃除など。
体の介助に関するお手伝いはありません。

問合せ・・・寒川町社会福祉協議会 ボランティアセンター 電話：0467-72-3721
寒川町健康管理センター内（宮山 401）にて、隨時説明を行っています。



高齢者向けのサービスや事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

後期高齢者の健康づくりと介護予防を推進するために、これまで別々に展開してきた保健事業と介護予防事業を一体的に実施しています。これは高齢者の自主的な健康づくりを支援し、自ら健康や介護予防へ取り組む意識を高められるよう施策を推進します。また、高齢期の生活の質向上を目指し、要介護状態となる可能性のある対象者を早期に発見し適切な関係部署に取り次ぐ施策を推進しています。

こんなことをしています。

- ✿ *フレイル予防を推進します。
- ✿ 通いの場（運動サークルやシニアクラブ等）に伺って、体調管理や口腔・栄養等について健康教室を行います。
- ✿ 75歳以上を対象に健診結果からやせ傾向にある方等に保健師や管理栄養士が電話や訪問し健康相談を行います。

*フレイルとは、健康な状態と介護が必要な状態の中間の状態です。生活するうえで大きな不自由はないものの、心身が弱っていて、放っておくと「要介護状態」になる危険が高いといわれています。

フレイルの進行



フレイルは早い時期に生活習慣を見直すことで、健康な状態に引きかえすことが可能です！
フレイル予防は、小さな変化に気づき、早い段階から「栄養・運動・社会参加」の取組を日常生活の中で気を付けることが大切です。

小さな変化に気づくためにも、次のページのフレイルチェック票でご自身の健康状態を振り返ってみませんか？



フレイルチェック票

あてあるものに○を付けてください。

質問			○を付ける	
健康状態	1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	よくない あまりよくない	よい まあよい ふつう
心の健康状態	2	毎日の生活に満足していますか	不満 やや不満	満足 やや満足
食習慣	3	1日3食きちんと食べていますか	いいえ (　回)	はい
口腔機能	4	半年前に比べて固いもの(さきいか、たくあんなど)が食べにくくなりましたか	はい	いいえ
	5	お茶や汁物などでむせることがありますか	はい	いいえ
体重変化	6	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
運動・転倒	7	以前に比べて歩く速度が遅くなったと思いますか	はい	いいえ
	8	この1年間に転んだことがありますか	はい	いいえ
	9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	いいえ	はい
認知機能	10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われていますか	はい	いいえ
	11	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
喫煙	12	あなたはたばこを吸いますか	はい	いいえ
社会参加	13	週に1回以上は外出をしていますか	いいえ	はい
	14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	いいえ	はい
相談相手	15	体調が悪い時に身近に相談ができる人がいますか	いいえ	はい

左側のグレーの部分に該当した方は、フレイルに注意が必要です。

健康状態が気になる方、身体のことで心配なことがある方は、高齢介護課までご相談ください。



高齢者向けのサービスや事業



高齢者やその家族の方へのサービス

町内在住の高齢者が日々の生活で不便を感じることがないように、また、高齢者を介護している家族の負担軽減のために、様々なサービスを提供しています。

高齢者運転免許証自主返納者等支援事業

運転免許証を自主返納または失効した高齢者に対し、タクシー費用の一部を助成することにより、外出機会の拡大をもって社会参加への支援を図ります。

対象者・・・町内在住の高齢者（65歳以上）で、1年内に運転免許証を自主返納または失効した方
内 容・・・500円×12枚のタクシー助成券を交付 ※使用期限は申請する年の年度末



電子申請はこちら

ご利用になるには

○申請書、下記のいずれかの書類のコピーを担当へ提出 ※①②は自主返納した方のみ

- ①申請による運転免許の取消通知書
- ②自主返納した運転免許証（裏面に自主返納した旨が記載されているものに限る）（※両面のコピー）
- ③運転免許経歴証明書（交番に取得のための申請書があります。） ※運転経歴証明書ではありません。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111



ごみの訪問収集（ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬）

指定収集場所へのごみ出しが常時困難な世帯を戸別に訪問して、町が指定する日にごみ等を収集し、希望する方の安否確認と衛生的な生活環境の改善を図ります。

対象者・・・ねたきり、重度障がいなどの理由から指定収集場所へのごみ出しが常時困難な高齢者のみの世帯。

内 容・・・可燃ごみの収集（週2回以内） プラスチック製容器包装の収集（月2回以内）

びん、かん、ペットボトルなどその他のごみの収集（月1回）

ご利用になるには

○申請書、ごみ集積所の地図、アセスメントシート（介護認定を受けている方のみ）を担当へ提出
サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談ください。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111



✿ 配食サービス

食事の支度が困難な高齢者に対し、ご自宅まで給食をお届けして栄養のバランスがとれた給食を提供するとともに、安否確認を行います。

対象者・・・食事の支度が困難な町内在住の高齢者（65歳以上）で、安否確認を必要なひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方

内 容・・・昼食を週4回（平日のみ）の上限でお届けします。

利用料・・・1回上限700円（メニューにより異なります）



✿ ご利用になるには

○申請書、アセスメントシート（介護認定を受けている方のみ）を担当へ提出

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談ください。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111

✿ 紙おむつ代の助成

在宅でねたきりの状態にある方等を介護している町内在住の家族の方に対し、紙おむつ代を助成します。※入所・入院中は対象外です。

対象者・・・ねたきり、または認知症等の常に紙おむつが必要と認められる高齢者（65歳以上）を介護している町内在住の家族で生計中心者の町民税額が50,000円以下の方

内 容・・・購入費用の1／2を助成（月額1人あたり5,000円を限度）

✿ ご利用になるには

社会福祉協議会（宮山401健康管理センター内）へ必要書類を添えてお申し込みください。

○必要書類 申請書、領収書、振込口座の分かるもの

○申請ができる時期

申請月	7月	10月	1月	3月
購入月	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分

※領収書は、1年度分（4月1日～3月31日）は有効ですが、年度をまたぐと受付できませんので、ご注意下さい。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111



高齢者向けのサービスや事業

✿ 緊急通報システム

慢性疾患等で常に注意を要する高齢者へ、緊急事態発生時に、迅速な救援体制をとるための通報機械を貸し出します。

対象者・・・独居や高齢者のみの世帯で、慢性疾患等で常に注意を要する町内在住の高齢者（65歳以上）

内 容・・・緊急通報用機械の貸し出し（緊急事態発生時の連絡、定期的な安否確認等）
※NTTアナログ回線使用が必要です。

利用料・・・設置費用 5,000円（税別）・通話料は自己負担

✿ ご利用になるには

サービスの対象となるかを判断する必要がありますので、まずは、お電話等でご相談ください。

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111

✿ 救急医療情報キット配布

在緊急時に救急隊員が迅速な救命活動を行えるよう、必要な情報を記入したシートや保険証の写し等を冷蔵庫に保管できる容器を配布します。

対象者・・・ひとり暮らしまたは日中ひとりになってしまう高齢者、障がいのある方等

内 容・・・救急医療情報等を保管できる容器の配布



✿ 配布を希望する方は

地域の民生委員児童委員、福祉課までお申し出ください。

※配布は、地域の民生委員児童委員が行います。

問合せ・・・福祉課 総務担当 0467-74-1111

✿ 家族介護教室

在宅での介護生活をよりよいものにしていくためのポイントが学べる教室です。

介護のコツや介護者の健康づくり等に関する知識や技能を習得することで、家族等の身体・精神的負担の軽減を図ります。

対象者・・・町内在住で介護について興味・関心のある方

日 時・・・開催時期は未定です。

詳細は決まり次第広報さむかわや町ホームページ等でお知らせします。

問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当 電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613



✿ 認知症等高齢者行方不明SOSネットワーク事業

高齢者が行方不明になったときなどに備えて、事前登録を行い、少しでも早くご家族の元に帰れるよう、高齢者の生命と安全を守るための事業です。

対象者・・・町内在住の高齢者（65歳以上）

内 容・・・SOSネットワークへの事前登録と関係機関への情報共有

✿ ご利用になるには

申請書に必要事項を記入の上、本人顔写真を添付して担当へ提出（申請書は高齢介護課にあります。）

問合せ・・・高齢介護課 高齢福祉担当 0467-74-1111

✿ ひとり歩きしている高齢者を見つけたら

認知症になると、記憶力・判断力が低下したことから、自分がどこにいるのか、家がどこなのかがわからず、道に迷ってしまうことがあります。交通事故や、転倒による怪我、脱水などによる衰弱など、ひとり歩きが長期に及ぶと生命にかかわる危険も考えられ、普段からSOSネットワーク（上記参照）に登録するなどの対策を行うことが大切になってきます。また、本人なりに理由があってひとり歩きをしている場合があり、それぞれの理由を考えて対応する必要があります。

季節に合わない服を着ている、寝間着姿、パジャマ、左右でちぐはぐな靴を履いている、持ち物に名札がついているなど、ひとり歩きしている高齢者がいたら、

「どちらまでお出かけですか」と優しく声をかけてみてください。

認知症によるひとり歩きとわかったら、家族や警察へ連絡してください。

茅ヶ崎警察署 0467-82-0110





高齢者向けのサービスや事業



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2及び事業対象者の方向けの「介護予防・生活支援サービス事業」と、主として要介護認定をお持ちでない方向けの「一般介護予防事業」に分かれています。

介護予防・生活支援サービスの内容は市町村ごとに設定することとされており、寒川町では、「介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）」と「介護予防通所型サービス（デイサービス）」が提供されます。

介護予防・日常生活支援総合事業

● 介護予防・生活支援サービス

- ・介護予防訪問型サービス（ホームヘルプ）
- ・介護予防通所型サービス（デイサービス）

● 一般介護予防事業

- ・元気はっけん広場
- ・高齢者健康トレーニング教室
- ・介護予防講師派遣事業



介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用できる人

● 介護予防・生活支援サービス

① 要介護認定で要支援1・2の認定を受けている人

② 基本チェックリストで事業の対象者となった人

→総合事業では、要介護認定を受けなくても基本チェックリスト（生活機能の低下を測る質問票）で、事業の対象者となった場合、サービスを受けることが出来ます。チェックリストの確認は、寒川町地域包括支援センターで行っています。

● 一般介護予防事業

主として要介護認定を持っていない65歳以上の人

→事業ごとに参加者の要件が異なることがあります。



✿ 介護予防・生活支援サービスの利用までの流れ

介護予防・生活支援サービスを利用するには、要介護認定申請を行い、要支援1・2と認定されるか、基本チェックリストの確認を行い、「事業対象者」となる必要があります。

1. 寒川町地域包括支援センターに相談をする

まずは、サービスの利用について、地域包括支援センターにご相談ください。その段階で、認定申請を行うことになった場合には、「介護保険サービス利用までの流れ」(p.12) をご参照ください。

2. 基本チェックリストでの確認を受ける

介護予防・生活支援サービスは、要介護認定を受けなくても、基本チェックリスト（基本25問からなる、生活機能低下を測る質問票）で、「事業対象者」として認定されれば、サービスを利用することが出来ます。

3. 基本チェックリストの結果を確認する

事業対象者

非該当

総合事業の介護予防・生活支援サービスが利用できます。
要支援の場合と同様に、寒川町地域包括支援センターがケアプラン作成を行い、サービスを利用していきます。

総合事業の介護予防・生活支援サービスは利用できません。
一般介護予防事業、高齢福祉のサービスなど、認定がなくとも利用できるサービスをご検討ください。

✿ ご利用になるには

まずは、お電話等で町役場高齢介護課、もしくは寒川町地域包括支援センターへご相談ください。

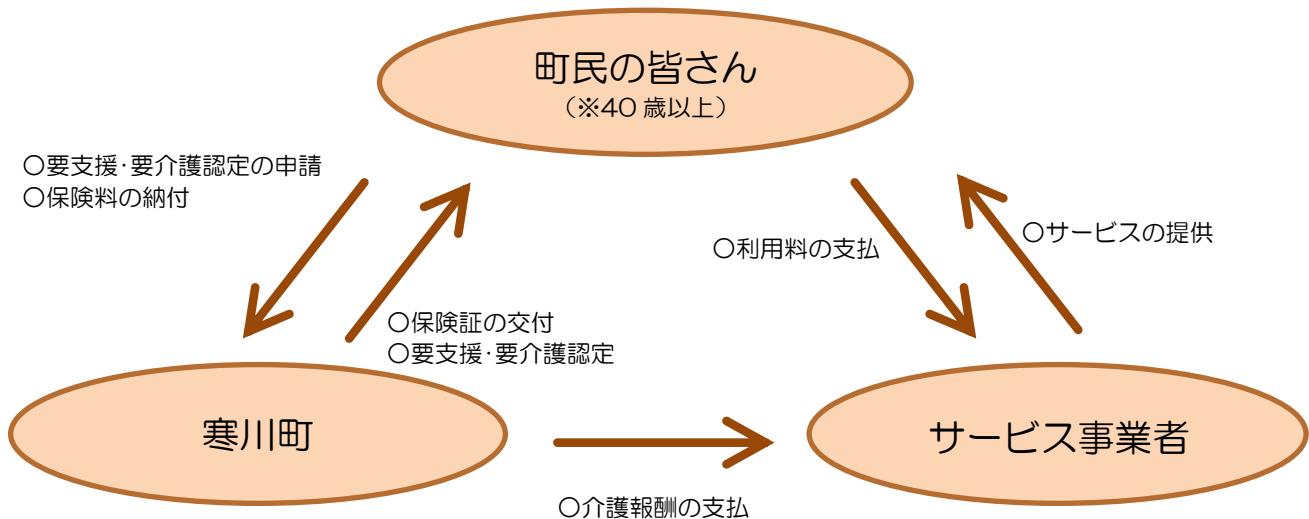
問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当 0467-74-1111

寒川町地域包括支援センター 0467-72-1294

介護保険サービス

介護保険とは

町内にお住まいの40歳以上の方は、加入者（被保険者）となって町に介護保険料を納めています。介護や支援が必要となったとき、要介護認定を受けた上でサービス事業者が提供する介護保険サービスが利用できます。



介護保険サービスを利用する人

① 65歳以上の人（第1号被保険者）

→ 65歳以上の方は、原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

② 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

→ 40歳以上65歳未満の方は、老化が原因とされる病気（特定疾患）により、介護や支援が必要となったとき、認定を受けてサービスを利用できます。

介護保険の保険証について

介護保険の加入者には、医療保険の保険証とは別に1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。（※65歳に到達する月に交付。40歳以上65歳未満の方は、認定を受けた場合に交付）介護保険の認定申請を行う際などに必要となりますので、大切に保管してください。

✿ 介護保険サービス利用までの流れ

介護保険サービスを利用するには、認定申請を行い「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

1. 要介護（要支援）認定の申請をする

【申請が出来る人】

本人または家族、成年後見人、地域包括支援センター、
省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設 等

2. 認定調査を受ける

3. 審査会の結果を受け取る

要 介 護
1～5

要 支 援
1～2

非 該 当

介護保険の介護サービス（介護給付）が利用できます。
居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）と契約してケアプランを作成し、サービスを利用ていきます。

介護保険の介護予防サービス（予防給付）と総合事業の介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
寒川町地域包括支援センターがケアプラン作成を行い、サービスを利用していきます。

要介護認定が必要なサービスは利用できません。
総合事業の介護予防・生活支援サービス事業や、一般介護予防事業など、要介護認定がなくても利用できるサービスをご検討下さい。

※要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

✿ ご利用になるには

まずは、お電話等で町役場高齢介護課、もしくは寒川町地域包括支援センターへご相談ください。

問合せ・・・ 高齢介護課 介護保険担当 0467-74-1111
寒川町地域包括支援センター 0467-72-1294

介護保険サービスの紹介

要介護・要支援と認定された人は、担当のケアマネジャー（介護支援専門員）※¹や地域包括支援センターの作成するケアプランに基づき、要介護区分に応じた上限額（支給限度額）まで、介護保険サービスを1割、2割又は3割の自己負担で利用できます。（上限を超えてサービスを利用する場合、超過分は全額自己負担となります。）

種類	サービス名	サービス内容
在宅サービス	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。 ※要支援の方は、総合事業の介護予防訪問型サービスのご利用となります。
	訪問入浴介護	介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護を行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリを行います。
	訪問看護	主治医の指示に基づいて、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護 (デイサービス)	デイサービス事業所等に通い、食事、入浴などの日常生活支援や、機能訓練などの支援を日帰りで行います。 ※要支援の方は、総合事業の介護予防通所型サービスのご利用となります。
	通所リハビリテーション (デイケア)	主治医が必要と認めた場合に、介護老人保健施設や医療機関などで、リハビリや食事、入浴、健康チェックなどを日帰りで行います。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期間だけ入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練が受けられます。
	短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間だけ入所し、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している人へ食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を提供します。

※1 ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を広く持った専門家で、基本的には介護サービスの利用にあたり、契約が必要となります。次のような役割を担っています。

- ・利用者や家族の相談に応じアドバイスを行う
- ・サービス事業者との連絡調整
- ・利用者の希望に沿ったケアプランの作成
- ・施設入所を希望する人に適切な施設の紹介



種類	サービス名	サービス内容
在宅サービス <small>(生活環境を整えるもの)</small>	福祉用具貸与	車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助ける福祉用具をレンタルできます。※用具の種類や事業者により金額は変わります。
	特定福祉用具販売	特定福祉用具（ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など）を県の指定をうけた事業者から購入したとき、費用の一部を支給します。
	住宅改修	在宅における住環境の改善を目的とした、段差を解消したり、廊下や階段に手すりをつけたりするなどの小規模な改修に対して、費用の一部を支給します。
施設サービス	介護老人福祉施設 <small>(特別養護老人ホーム)</small>	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。※新規入所は、原則、要介護 3 以上からとなります。
	介護老人保健施設 <small>(老健)</small>	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
	介護医療院	長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護 <small>(グループホーム)</small>	認知症の高齢者が専門のスタッフの援助を受けながら、共同生活をする施設です。
	小規模多機能型居宅介護	デイサービスに類する「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用できます。
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

※施設サービスを利用した場合は、1割、2割又は3割のサービス費用負担の他に、居住費、食費、日常生活費がかかります。

※地域密着型サービスは、市町村によって内容が異なり、原則、他市町村のサービスは利用できません。

認知症が心配になつたら

認知症とは

認知症とは、なんらかの病気や障がいなど様々な原因によって脳の機能が低下し、日常生活に支障をきたす症状が、概ね6か月以上継続している状態のことです。

例えば「朝ごはんに何を食べたか思い出せない」といった行為の一部を忘れるのは普通のもの忘れですが、認知症の場合は、「朝ごはんを食べたことを忘れる」など行為 자체を忘れてしまうのが特徴です。

認知症は早期に発見・対応することで、症状を和らげたり、進行を緩やかにできる場合があります。気になる症状がみられたら、早めに医療機関や地域包括支援センターなどの窓口へ相談してください。

認知症早期発見のめやす	
もの忘れがひどい	<input type="checkbox"/> 1. 今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる <input type="checkbox"/> 2. 同じことを何度も言う・問う・する <input type="checkbox"/> 3. しまい忘れ、置き忘れが増え、いつも探し物をしている <input type="checkbox"/> 4. 財布・通帳・衣服などを盗まれたと人を疑う
判断・理解力が衰える	<input type="checkbox"/> 5. 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった <input type="checkbox"/> 6. 新しいことが覚えられない <input type="checkbox"/> 7. 話のつじつまがあわない <input type="checkbox"/> 8. テレビ番組の内容が理解できなくなった
時間・場所がわからない	<input type="checkbox"/> 9. 約束の日時や場所を間違えるようになった <input type="checkbox"/> 10. 慣れた道でも迷うことがある
人柄が変わる	<input type="checkbox"/> 11. 些細なことで怒りっぽくなったり <input type="checkbox"/> 12. 周りへの気づかいがなくなり頑固になった <input type="checkbox"/> 13. 自分の失敗を他人のせいにする <input type="checkbox"/> 14. 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた
不安感が強い	<input type="checkbox"/> 15. ひとりになると怖がったり寂しがったりする <input type="checkbox"/> 16. 外出時持ち物を何度も確かめる <input type="checkbox"/> 17. 「頭が変になった」と本人が訴える
意欲がわからなくなる	<input type="checkbox"/> 18. 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった <input type="checkbox"/> 19. 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった <input type="checkbox"/> 20. ふさぎ込んで何をするのもおっくうがり、いやがる

※「認知症の人と家族の会」による認知症の早期発見のめやす より



家族が認知症と診断されたら

家族が認知症と診断されたら、治療方法はもちろんですが、どのように生活していくべきよいかについて、医療機関や介護スタッフとよく相談することが大切です。

本人の対応や介護に疲れ切ってしまう前に、介護保険サービスや町等が行っているサービスを利用し、出来るだけ介護者の負担少ない生活環境を整えていきましょう。

家族の心構えや準備

- ・介護や医療について勉強しておく。
- ・本人の役割を全て奪わず、出来ることはしてもらう。
- ・全てを抱え込まずに、介護保険などのサービスを活用する。
- ・今後の金銭管理や財産管理について、家族で話し合っておく。

認知症の人への対応

認知症の人の対応をするときは、“認知症への正しい理解に基づく対応”が必要になります。認知症と聞くと「徘徊するようになるのだろうか」、「家族のことも分からなくなるのだろうか」、「施設に入らないといけないのではないか」など様々な不安が頭に浮かぶかもしれません。まずは正しい知識と対応方法を知ることが、これらの不安を解消することに繋がります。

町では「認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座～認知症の人との上手な関わり方～」という認知症を正しく理解するための講座を実施しています。
詳細は広報さむかわまたはホームページをご覧ください。

認知症の症状や進行は人によって様々であり、一概には言えませんが、認知症の人を“孤独” “不安” “つらい気持ち” にさせることは、悪影響をもたらします。

認知症の人は様々なことを忘れてしまうかもしれません、その心は生きています。認知症の人が作っている世界を理解し、その世界に合わせて対応することが大切です。

認知症の人への対応の心得 “3つの「ない」”

1. 驚かせない

2. 急がせない

3. 自尊心を傷つけない

 認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座

認知症の人はどうな気持ちでいるのか、どうすれば上手に関わることができるのであるのか、この講座で自分にできることを学んでみませんか。

詳細は広報さむかわやホームページをご覧ください。

**個人向け**

内 容・・・①「認知症サポーター養成講座」

認知症を正しく理解し、接し方の基本を学びます。

②「認知症サポーターステップアップ講座」

認知症の知識を深め、実践的な接し方を学びます。

日 時・・・年3回程度

場 所・・・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）

対象者・・・①町内在住・在学・在勤の方30名程度

②①かつ認知症サポーター養成講座を受講した人

申込・問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当

電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

団体・グループ向け

認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座は、町内で活動する団体やグループ、町内の企業・事業所等の従業員の方にも開催します。

実施希望日の40日前までにお申し込みください。

日 時・・・平日9時～17時

対象者・・・町内在住・在学・在勤の方概ね10名以上

場 所・・・団体・グループの指定する場所

申込・問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当

電話：0467-74-1111 FAX：0467-74-5613

寒川町地域包括支援センター

電話：0467-72-1294 FAX：0467-72-5552

※講座修了者には認知症サポーターの証として「認知症サポーターカード」をお渡しします。

**チームオレンジ（認知症の人が安心して生活し続けられる地域づくり）**

町では多くの認知症サポーターの養成を目指すとともに、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターと認知症の人やその家族をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の充実を目指しています。チームオレンジメンバーは、認知症を正しく理解し、できる範囲で認知症の人やその家族を支援する活動を行っています。

多くの方のチームオレンジメンバーの登録をお待ちしています。

コミュニティカフェ

町では地域の人々が気軽に訪れることができるコミュニティカフェ（認知症カフェ）を開催しています。認知症の人の参加も大歓迎です。お茶やお菓子を食べながらおしゃべりしたり、懐かしい音楽を楽しみながら交流を深めてみませんか。
詳細は広報さむかわやホームページをご覧ください。



オリーブの音色カフェ

日 時・・・原則毎月第4木曜日 10時～11時半
場 所・・・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）
内 容・・・お茶とおしゃべりと音楽を楽しみながらゆったりと過ごしましょう。
参加費・・・1人につき500円（ワンドリンク付き）
申込・問合せ・・・寒川町高齢介護課 電話：0467-74-1111



こすもすカフェ

日 時・・・原則毎月第4金曜日 14時～15時半
場 所・・・もくせいハイツ第2集会所
内 容・・・お茶やお菓子を食べながら、みんなでおしゃべりします。
参加費・・・1人につき100円
申込・問合せ・・・寒川町地域包括支援センター 電話：0467-72-1294

オレンジカフェ

日 時・・・月1回 10時～11時
場 所・・・健康管理センター（寒川町宮山401）
内 容・・・懐かしい歌謡曲や童謡の生演奏が楽しめる音楽ワークショップ
参加費・・・1人につき500円
申込・問合せ・・・落合洋司 電話：050-3696-4976

しゃべるーむ

日 時・・・原則毎月第3金曜日
場 所・・・旧五島クリニック（寒川町倉見2197）
内 容・・・おしゃべりや小物作りなど
参加費・・・1人につき200円
申込・問合せ・・・五島瑞枝 電話：090-1427-7695

✿ セルフケア体操&カフェ

日 時・・・毎月土曜日 10時～11時 ※詳細の日程については問合せ下さい
場 所・・・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）
内 容・・・体操&カフェで楽しく、座って気軽にできるセルフケア体操を行います。
参加費・・・一人につき 500円（ワンドリンク付き）
申込・問合せ・・・田中文人 電話：080-3007-7498

✿ ヨシさんちの縁が和

日 時・・・第4木曜日 13時～15時
場 所・・・中瀬 24-21（こども食堂併設）
内 容・・・お茶とお菓子をいただきながらおしゃべりしましょう。
参加費・・・一人につき 100円
申込・問合せ・・・吉田陽子 電話：080-9464-0285

✿ 介護者のつどい

認知症の家族を介護する介護者が集まり、情報交換を行っています。
一人で悩まず、同じような体験をしている仲間達と一緒にお話ししませんか。
詳細は広報さむかわやホームページをご覧ください。

日 時・・・原則毎月第4火曜日 13時半～15時半
場 所・・・寒川町健康管理センター（寒川町宮山 401）
参加費・・・無料
申込・問合せ・・・介護者のつどい 矢野 電話：0467-75-6524

✿ 認知症初期集中支援事業（認知症初期集中支援チーム）

認知症は早期に発見・対応することが重要とされています。認知症の方やその家族等に関わり、医療や介護サービスの導入により生活環境を整えることで、住み慣れた地域で暮らし続けることが可能となる場合があります。

町では認知症になっても安心して生活することが出来るよう、「認知症初期集中支援事業」を実施しています。認知症の方や認知症の症状でお困りの方等のご家庭に「認知症初期集中支援チーム」が訪問し、サービス導入までのサポートを行います。

対象者・・・認知症または認知症が疑われる方で、継続的に医療や介護サービスを受けていない方でお困りの方
問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当 電話：0467-74-1111
寒川町地域包括支援センター 電話：0467-72-1294



認知症地域支援推進員

町では認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の方やその家族に対する支援を強化するため、「認知症地域支援推進員」という役職を寒川町高齢介護課と寒川町地域包括支援センターに配置しています。「認知症について知りたい」「認知症の家族について相談したい」「認知症の人をサポートしたい」という場合は、ぜひご連絡ください。

「あれ？少し心配だな」「認知症かもしれない」と感じることがあれば、まずはご相談ください。

これまで歩まれた人生が皆それであるように、認知症の症状も様々で、その支援も本人が置かれている状況により色々なことを考えることができます。本人にとっても、周囲の方にとっても納得のいく、より良い方法や対応を一緒に考えていくべきだと思います。



認知症地域支援推進員
高齢介護課 合澤 香代子



認知症地域支援推進員
地域包括支援センター 桜井 愛美

こんにちは！認知症地域支援推進員の桜井です。
普段は地域包括支援センターの職員としても勤務しています。
認知症はとても身近な病気ですが、実際に直面すると不安なこと、困ったことがたくさん出てくると思います。どうぞ遠慮なくご相談ください。一緒に考えていきましょう。

問合せ・・・高齢介護課 介護保険担当 電話：0467-74-1111
地域包括支援センター 電話：0467-72-1294

認知症のチェックをしませんか？

パソコンやスマートフォン、携帯電話で簡単に認知症のチェックが出来ます。認知症が心配になったら、一人で悩まずお気軽にご相談下さい。

認知症簡易チェックサイト

<https://fishbowlindex.net/samukawa/WAzUdONodVVfJ5TcoqEqow/menu.p1>

- ・これって認知症？（家族・介護者向け）…身近な人の状態をチェック出来ます。
- ・わたしも認知症？（本人向け）…ご自身の状態をチェック出来ます。



認知症簡易チェックサイト QR コード▶



認知症の診療を行う医療機関や相談窓口

✿ 認知症の診療を行う医療機関や相談窓口

認知症の診療を行う医療機関や相談窓口の一覧です。診療の予約や詳細については、各医療機関へお問合せください。
※令和7年8月1日時点の情報のため、内容が変更となっている場合があります。

✿ 町内で認知症の診療を行う医療機関

1	医療機関名		住 所		電話番号							
	寒川病院		寒川町宮山193		0467-75-6680							
	受付時間											
	月～金曜日 8:30～11:30、13:30～16:30 土曜日 8:30～11:30											
	診療科	神経内科	認知機能検査	長谷川式 MMSE	専門外来	往 診						
	鑑別診断	○	画像診断	CT MRI	入院対応	医療 SW	○					

2	医療機関名		住 所		電話番号							
	けやきの森病院		寒川町宮山3505		0467-74-5331							
	受付時間											
	月～土曜日 8:30～12:00、月・火・水・土曜日 14:00～16:00											
	診療科	精神科	認知機能検査	長谷川式	専門外来	往 診						
	鑑別診断		画像診断		入院対応	○ ※要相談	医療 SW					

3	医療機関名		住 所		電話番号							
	さむかわ富田クリニック		寒川町一之宮 1-9-2		0467-72-5777							
	受付時間											
	月～金曜日 8:45～12:00、14:30～18:00 土曜日 8:45～12:00											
	診療科	内科	認知機能検査	長谷川式	専門外来	往 診						
	鑑別診断		画像診断	○ ※	入院対応	医療 SW						

※必要に応じて他医療機関と連携。

✿ 町外で認知症の診療を行う医療機関

1	医療機関名		住 所		電話番号							
	湘南慶育病院		藤沢市遠藤 4360		0466-48-0050							
	受付時間											
	月～金曜日 8:30～11:30、13:00～16:00											
	診療科	脳神経内科 もの忘れ外来	認知機能検査	長谷川式 MMSE 他	専門外来	○ ※要予約	往 診					
	鑑別診断	○	画像診断	MRI CT	入院対応	○ ※要相談	医療 SW					



2	医療機関名		住 所		電話番号						
	湘南さくら病院		茅ヶ崎市下寺尾 1833		0467-54-2255						
受付時間											
月～金曜日 9:00～12:00											
診療科	精神科	認知機能検査	長谷川式 MMSE	専門外来	○	往 診					
鑑別診断		画像診断	MRI	入院対応	○ ※要相談	医療 SW	○				

✿ 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターとは、認知症に関する詳しい診断や相談に応じる認知症専門の医療機関です。認知症疾患医療センターと認定されるのは、検査機器や入院設備など一定の条件を満たした医療機関だけです。かかりつけ医や介護施設、行政等と連携して認知症の治療や総合的なケアを行います。

1	医療機関名		住 所		電話番号						
	湘南東部総合病院		茅ヶ崎市西久保 500		0467-83-9091 (医療社会サービス部)						
受付時間											
月～土曜日 8:30～17:00											
診療科	脳神経内科 脳神経外科 精神科	認知機能検査	長谷川式 MMSE 他	専門外来	○	往 診					
鑑別診断	○	画像診断	MRI SPECT	入院対応	○	医療 SW・ 若年性認知症 コーディネーター	○				

2	医療機関名		住 所		電話番号						
	東海大学医学部付属病院		伊勢原市下糟屋 143		0463-93-1121						
受付時間											
月～金曜日、土曜日（第1・第3・第5）休診日を除く 8:00～11:00											
診療科	脳神経内科 ※	認知機能検査	長谷川式 MMSE 他	専門外来	○*	往 診					
鑑別診断	○	画像診断	MRI SPECT 他	入院対応	連携先 病院の紹介	医療 SW	○				

※必要に応じて精神科と連携。

【掲載内容】

- ・診 療 科…認知症の診療を行う科の名称
- ・専 門 外 来…認知症の専門外来の有無
- ・鑑 別 診 断…認知症の原因疾患等診断の有無
- ・入 院 対 応…認知症の治療を目的とする入院の可否
- ・認 知 機能 検 査…検査の有無と名称
- ・往 診…往診の有無
- ・画 像 診 断…画像診断の有無と名称
- ・医 療 S W…医療ソーシャルワーカーの在籍有無

✿ 認知症全般に関する相談窓口

認知症全般に関することや介護の悩みなど、介護経験者を中心としたスタッフがご相談に応じます。

機関名	電話番号	受付時間
かながわ認知症 コールセンター	045-755-7031	月・水曜日 10:00～20:00 土曜日 10:00～16:00（年末年始を除く）


認知症ケアパス一覧表

この表は、地域の高齢者ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるように、また、その家族が安心できるように、認知症と疑われる症状が発生した場合に、その状態に応じたサービスが一目でわかるようにしたものです。

サービス の種類	認知症の生活機能 障がい	認知症の疑い	認知症を有するが 日常生活は自立
	物忘れはあるが、金銭管理や買い物・書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	
介護予防・悪化予防 (元気でいるために)	一般介護予防事業 (p. 1-4)	★デイサービス等 (通所系) (p. 13-14) 一般介護予防事業 (p. 1-4)	
他者とのつながり支援 (人と会える場所)	コミュニティカフェ (p. 18-19) シニアクラブ連合会 (p. 32-33)	コミュニティカフェ (p. 18-19) ★デイサービス等 (通所系) (p. 13-14) シニアクラブ連合会 (p. 32-33)	
仕事・役割支援 (人の役に立ちたい)	☆ボランティアセンター (p. 30)、シルバー人材センター (p. 31)		
安否確認・見守り (安心して生活するために)	SOS ネットワーク (p. 8)	★ホームヘルプ等 (訪問系) (p. 13-14) SOS ネットワーク (p. 8) ☆日常生活自立支援事業 (p. 28)	
生活支援 (日常生活で困ったときは)	☆ボランティアセンター (p. 30) ☆サポートさむかわ (p. 30) シルバー人材センター (p. 31)	★ホームヘルプ等 (訪問系) (p. 13-14) ごみの訪問収集 (p. 5) ☆サポートさむかわ (p. 30)	
身体介護 (手助けが必要なとき)	—	★ホームヘルプ等 (訪問系) (p. 13-14) ☆車いす貸し出しサービス (p. 27) ☆福祉有償運送 (p. 30)	
医療 (病気の相談、受診先)	認知症の診療を行う医療機関や相談窓口 (p. 21-22) 在宅ケア相談窓口 (p. 35)		
家族支援 (介護をする家族のために)	認知症サポーター養成講座 (p. 17)、コミュニティカフェ (p. 18-19)、 介護者のつどい (p. 19)、認知症初期集中支援事業 (p. 19)、 家族介護教室 (p. 7)、寒川町地域包括支援センター (p. 25-26)		
緊急時支援 (精神症状がみられる等)	認知症の診療を行う医療機関や相談窓口 (p. 21-22)		
居住系サービス 介護施設等 (住まいの不安解消)	—	★住宅改修 (p. 14)、 ★福祉用具貸与、販売 (p. 14) ★グループホーム (p. 14)	
家族や周囲の人 へのアドバイス	 <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人には人との繋がりや出かける場所があることが大切です。確認しておきましょう。 ・認知症サポーター養成講座の受講等、認知症の基礎知識を備えておきましょう。 ・今後の生活設計 (介護、金銭管理など)についてご本人と話し合ってみましょう。時々様子を見て、変化を感じたらかかりつけ医に相談しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早目に専門医に受診し相談しましょう。受診は誰かが付添いましょう。 ・町の制度や介護サービス、困った時やストレスを感じた時の相談先を確認しておきましょう。 ・認知症の3つの「ない」を大切に、ご本人にストレスの少ない生活を心掛けましょう。 ・無理をしないで、本人ができる事をやれる環境を整えましょう。 ・今後の生活の場や介護の役割分担を家族内で話し合っておきましょう。 ・介護家族の会や認知症講座に参加し、今後の見通しを立てましょう。 	



誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
服薬管理ができない、電話の応対や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレなどがうまくできない	ほぼ寝たきりで意志の疎通が困難である
★デイサービス等（通所系）(p. 13-14)、★ホームヘルプ等（訪問系）(p. 13-14) ★デイサービス等（通所系）(p. 13-14) コミュニティカフェ (p. 18-19) シニアクラブ連合会 (p. 32-33)	★デイサービス等（通所系）(p. 13-14) コミュニティカフェ (p. 18-19)	★ホームヘルプ等（訪問系）(p. 13-14) —
—		
★ホームヘルプ等（訪問系）(p. 13-14)、SOS ネットワーク (p. 8) ☆日常生活自立支援事業 (p. 28)、成年後見制度 (p. 29)	★ホームヘルプ等（訪問系）(p. 13-14) ごみの訪問収集 (p. 5)、☆紙おむつ代助成 (p. 6) ☆ボランティアセンター (p. 30)、☆サポートさむかわ (p. 30) シルバー人材センター (p. 31)	★ホームヘルプ等（訪問系）(p. 13-14) 成年後見制度 (p. 29)
★ホームヘルプ等（訪問系）(p. 13-14)、 ☆車いす貸し出しサービス (p. 27)、☆福祉有償運送 (p. 30)	★ホームヘルプ等（訪問系）(p. 13-14)	
認知症の診療を行う医療機関や相談窓口 (p. 21-22) ★訪問看護 (p. 13)、★居宅療養管理指導 (p. 13)、在宅ケア相談窓口 (p. 35)		
コミュニティカフェ (p. 18-19) 介護者のつどい (p. 19) 認知症初期集中支援事業 (p. 19) 家族介護教室 (p. 7) 寒川町地域包括支援センター (p. 25-26)	介護者のつどい (p. 19)、認知症初期集中支援事業 (p. 19) 家族介護教室 (p. 7)、寒川町地域包括支援センター (p. 25-26)	
認知症の診療を行う医療機関や相談窓口 (p. 21-22)		
★住宅改修 (p. 14)、 ★福祉用具貸与、販売 (p. 14) ★グループホーム (p. 14)	★住宅改修 (p. 14) ★福祉用具貸与、販売 (p. 14) ★施設サービス (p. 14) ★グループホーム (p. 14)	★住宅改修 (p. 14) ★福祉用具貸与、販売 (p. 14) ★施設サービス (p. 14)
<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスや福祉サービスの手を借りましょう。 一人で抱えこまず、困った時やストレスを感じた時の相談先を複数持ちましょう。 医療の支援が必要です。本人だけで受診すると医師の説明がよくわからず、服薬の管理ができない場合があるため、誰かが付添いましょう。 さりげないフォローを心掛けましょう。 施設ケアや成年後見制度の利用を検討しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人で抱え込まず、困りごとはケアマネジャーや専門医に相談しましょう。 脳の障がいが進行して身体機能の低下が目立ってきます。 急に体調を崩しやすくなりますが、自分の不調がうまく伝えられないため、周囲がサインを見逃さないように注意しましょう。 遠慮なく介護や福祉サービスの手を借りましょう。 家族が一歩下がって、冷静に事態を把握し、介護者自身の健康管理に気を付けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉以外のコミュニケーション（スキニシップや表情、しぐさから気持ちをくみ取るなど）を心掛けましょう。 食べ物を飲み込む、痰を吐きだすことが上手にできません。 気管に食物が入ったり、口の中の雑菌が肺に入って肺炎を起こしやすくなります。 介護や医療の専門職と、看取りに備えた相談をしておきましょう。

※介護保険サービス及び総合事業の介護予防・生活支援サービスには「★」、社会福祉協議会のサービスには「☆」をつけています。各サービスの内容やお問合せ先は、それぞれのページに掲載しています。

 寒川町地域包括支援センターって？

寒川町地域包括支援センターは高齢者のための総合相談窓口です。

専門家（主任ケアマネ、社会福祉士、保健師等）による相談を随時無料で受け付けています。お困りの事があれば、まず、地域包括支援センターにご相談ください。

- ❖ 介護保険を利用したいけれど、申請の方法がわからない。
- ❖ 介護の方法を教えて欲しい。
- ❖ 成年後見制度について相談したい。
- ❖ 高齢者の権利擁護・虐待について相談したい。
- ❖ 認知症について知りたい。
- ❖ どこに相談すればいいのか分からない。
- ❖ 介護予防・日常生活支援総合事業（p.9-10）について知りたい。
- ❖ 介護と子育ての両立（ダブルケア）の仕方について相談したい。 等



そんなときは・・・

寒川町地域包括支援センター

いーふくし

電話：0467-72-1294

FAX：0467-72-5552

住所：寒川町宮山 165 寒川町役場
1階

業務時間：8時半～17時

休業日：土曜・日曜・祝日

寒川町地域包括支援センター 南部相談室

電話：0467-38-8258

FAX：0467-38-7906

住所：寒川町一之宮8-5-20

南部文化福祉会館 1階

業務時間：10時～16時

休業日：土曜・日曜・祝日、 南部文化福祉会館



✿ 地域包括支援センターの業務について

地域包括支援センターは、主として以下の業務を行っています。

✿ 総合相談

地域住民に最も身近な高齢者施策に関する総合相談窓口として、高齢者に関する相談事を受け付けています。相談内容に応じて、より適切な機関・制度・サービス等を案内することで、問題を解決するお手伝いを行います。

✿ 権利擁護

高齢者虐待の早期発見・防止、消費者被害の防止、成年後見制度の適切な利用に関する相談など、地域の高齢者の権利擁護の為の業務を行います。

✿ 介護予防ケアマネジメント

要介護認定で、要支援1・2または事業対象者の方が介護サービスを利用する際に必要なケアプランの作成を行います。

✿ ケアマネジメント支援

寒川町民を担当するケアマネジャーが行うケアマネジメントの支援を行う他、情報交換やスキルアップのための研修会も開催しています

✿ 出張相談等について

地域包括支援センターの職員が、北部文化福祉会館にて出張相談を行います。

場 所・・・寒川町北部文化福祉会館（寒川町宮山2820-1）

日 時・・・毎週木曜日 10時～12時（※年末年始、祝祭日は除きます。）

✿ 独居等高齢者訪問事業

地域包括支援センターの職員が、町内の高齢者で独居の方（介護認定をお持ちの方、並びに生活保護を受給されている方を除く）を訪問し相談支援を行います。

内 容・・・地域包括支援センターの職員が、町内の70歳以上で、住民登録上おひとり住まいの方を訪問し、相談支援をおこなっています。（年に1回程度）

寒川町社会福祉協議会 ~高齢者へ向けたサービスのみ抜粋~

住 所：寒川町宮山401（寒川町健康管理センター内）

電 話：0467-74-7621

F A X：0467-74-5716

受付時間：8時半～17時15分

※土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休業

 ご利用になるには電話か、直接窓口までご相談ください。

車いす貸し出しサービス

歩行困難者に対して、一時的な車いすの貸出を行います。

対象者・・・町内在住の歩行困難者

期 間・・・車いすの利用に必要な日数。（上限は1ヶ月まで）

利用料・・・無料



社会福祉協議会・心配ごと相談専用ダイヤル

ひとりで抱えず、聞かせてください。

TEL：0467-73-7830

平日 9時～17時 ※最大30分間

文字での相談をご希望の方は、FAX、メールをご利用ください。

FAX：0467-74-5716

メール：chiiki@samukawashakyo.jp

生活福祉資金の貸付（神奈川県社会福祉協議会委託事業）

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

対象者・・・低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

緊急援護資金の貸付

一時的に生活に困窮している世帯で、緊急に援助が必要と認められる世帯に対して資金の貸付を行います。

対象者・・・町内に6ヶ月以上居住し、他から援助を受けることができない世帯

※生活保護世帯への貸付はできません

※貸付には担当民生委員との面接が必要です※償還は1年以内。無利子です。



✿ 日常生活自立支援事業（あんしんサービス）

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を契約によって行うことにより、自立した生活を送れるよう支援します。（契約を結ぶ前に面談や調査等の時間がかかります。）

対象者・・・寒川町に在住し、この事業の内容を理解でき、契約能力はあるが、物事の判断が不十分な方で、次のいずれかに該当する方

- ① 概ね65歳以上の方
- ② 身体、知的、精神に障がいのある方など

内 容・・・① 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報提供、利用または利用をやめるために必要な手続き、苦情解決制度を利用する手続きを援助します。
(※できないことがあります…保証人になること、福祉施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除など)

② 日常的金銭管理サービス

- ・銀行などに行って、日常的に必要なお金の出し入れの支援。
- ・家賃や光熱水費、福祉サービスの利用料などの支払い、口座引き落としの手続き。
(※できないことがあります…預貯金の資金運用や確定申告など)

③ 書類等の預かりサービス

- ・預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。
(預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書など)
(※お預かり出来ない物…貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金など)

利用料・・・上記「内容」①②は、生活保護受給の有無、または、住民税の状況により、利用料が異なります。

上記「内容」③の書類等預かりサービスについては、月500円。



各種相談先

✿ 法人後見事業（あんしんサービス）

町内在住で、様々な事情により後見人などの引き受け手がなく、身上監護を中心として成年後見人などが必要な方について、寒川町社会福祉協議会が法人として成年後見人などになることができます。（後見人選任の判断は、家庭裁判所が行います）

- 対象者・・・① 寒川町に在住し、他の適切な法定後見人候補者が得られない方
② 生活保護を受給している方
③ 町県民税非課税世帯で高額な資産・財産を所有していない方
内容・・・法人が後見人としての役割（身上監護、財産管理）を担います。

✿ 成年後見相談

「成年後見制度」に関する相談に、専門家がお答えしています。相談は無料、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

- 対象・・・町内在住の方、福祉関係の事業所ほか
日時・・・毎月第1金曜日 13時～15時（祝日の場合は翌週）
1回 60分以内 1日に2組まで
場所・・・寒川町健康管理センター

✿ ご利用になるには

要事前予約（先着順）。相談日の前日までに、社会福祉協議会にご連絡ください。

✿ 成年後見制度って？

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、財産の管理や「契約を結ぶ」等の法律行為を行う際に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や介護サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援するための制度です。





✿ 寒川町社協ボランティアセンター

住 所：寒川町宮山401（寒川町健康管理センター内）

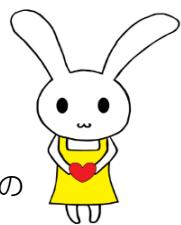
電 話：0467-72-3721

F A X：0467-72-0277

受付時間：8時半～17時15分 ※土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は休業

✿ ご利用になるには電話か、直接窓口までご相談ください。

ボランティアラビットの
“ぼらびちゃん”



✿ サポートさむかわ

ボランティアによる、日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いです。

対象者・・・町内在住の高齢者のみもしくは障がい者のみの世帯で、日常生活でのちょっとした困りごとがある方

内 容・・・掃除、窓ふき、草むしり、片付け、衣替え、お買い物の、話し相手、裁縫等
※内容によってはお断りする場合があります。

※草むしりは年2回まで

※7-9月頃については、草むしりや外での作業はお休みします。

日 時・・・平日9時～17時（※祝日、年末年始除く）

回 数・・・1回60分以内 月に2回まで

利用料・・・30分まで 150円 60分まで 300円（※ボランティア1人につき）

✿ 福祉有償運送

単独では公共交通機関の利用が難しく、「自動車税の減免制度」、「福祉タクシー制度」等を利用していない方を対象に、ボランティアの協力のもと車での病院や福祉施設、養護学校等への送迎を行います。

対象者・・・上記の内容に加えて、次のいずれかに該当する方。

- ① 外出時に車いすが必要な方
- ② 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳A1、A2の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

※原則、付き添いの方が必要です。なお、運転を担当するボランティアは身体的な介助は行いませんので、介助が必要な方は必ず付き添いをお願いします。

時 間・・・平日9時～17時（※年末年始除く）

回 数・・・月4回まで

利用料・・・行き先により異なります。（タクシー料金の約4割です）

※利用者1名につき、年間登録料2,000円が必要です。

寒川町シルバー人材センター

おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲のある人を会員とし、働くことにより、仲間づくりや健康づくりなど生きがいの充実を図り、地域社会に貢献することを目的とした公益社団法人です。

名 称：公益社団法人 寒川町シルバー人材センター

住 所：寒川町小動982-2（寒川町ふれあいセンター内）

電 話：0467-74-7622



シルバー人材センターで働きたい方

シルバー人材センターへ入会申込みをしていただきます。入会承認後、仕事の依頼があつた際に、事前の申込み内容に基づき、シルバー人材センターより仕事を斡旋し、作業に従事していただきます。

入会出来る方・・・町内在住で概ね 60 歳以上で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同される方
主な仕事内容・・・軽作業等（草むしり、植木の手入れ、障子等の張り替え、駐輪場整理、清掃等）

入会するには

入会説明会へご参加ください。開催日程については、お問合せください。

シルバー人材センターへ仕事を依頼したい方

シルバー人材センターへお電話等でご連絡ください。仕事の内容等をお伺いし、調整をさせていただきます。（※お名前、ご住所、電話番号、内容、作業場所をお伺いします。）

シルバー人材センターでの仕事内容の紹介

シルバー人材センターでは、いくつかのグループに分かれて仕事を行っています。

植木の剪定作業、草刈り作業、除草・清掃作業、襖・障子の張替え作業、訪問支援（一部対象者のみ）
※訪問支援は家事支援（掃除、洗濯、調理など）を行います。また、就業する場合、講習会の受講が必要となります。

※他にも、広報誌やチラシのポスティング、内職作業など、高齢者に適した作業をお受けしています。詳しくは、シルバー人材センターまで、お気軽にお問合せください。



寒川町シニアクラブ連合会（ゆめクラブ寒川）

町内各地域にあるシニアクラブが集まってできた組織です。「寝たきりにならない・ぼけない・孤立しない」の3ない活動を重点に会員相互の交流を図り、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行っています。

寒川町シニアクラブ連合会の活動

地域の各シニアクラブの活動とは別に、連合会として仲間と一緒にスポーツや歌、趣味や旅行、学習等を楽しんでいます。また、ボランティア活動を行ったり、スポーツ大会を開催したり、元気で明るい生活を送るための活動を行っています。

活動内容・・・健康活動（健康体操教室、女性部いきいき健康教室、いきいきウォークなど）
スポーツ大会・講習会（ニュースポーツ講習会、グラウンドゴルフ教室、高齢者スポーツ大会など）・教養講座（医療講座など）・春・秋の親睦旅行、奉仕活動（街路の除草、清掃など）

シニア健康体操教室

シニアクラブ連合会が主催する体操教室です。講師をお招きし、健康のための講座、ラダーやステップ台などを使用した体操を実施しています。

対象者・・・町内のシニアクラブに加入されている方
内容・・・健康のための体操教室
定員・・・先着120名程度（1回につき）
日時・・・原則毎週水曜日
会場・・・寒川町健康管理センター等
利用料・・・1,000円（年間）

参加するには

町内のシニアクラブに加入した上で、シニアクラブ連合会事務局に申込。
問合せ・・・寒川町シニアクラブ連合会事務局 080-2078-3898
寒川町ふれあいセンター内（月・火・水・金）

各種相談先

町内各地域のシニアクラブの紹介

寒川町内には、各地区にシニアクラブが存在し、それぞれのクラブが、「仲間づくり」、「生きがいづくり」、「健康づくり」を目的に様々な活動を、楽しみながら行っています。是非、あなたもシニアクラブの仲間に入りませんか。

町内各地域のシニアクラブの活動 (令和7年4月1日現在)

地 域	名 称	主な活動内容
倉見地区	倉見福寿会	定例会、カラオケ、温泉旅行等
小動地区	小動なごみ会	定例会、グラウンド・ゴルフ、麻雀クラブ、カラオケ、お楽しみサークル（囲碁・将棋、手芸、おりがみ）等
小谷・岡田地区	小谷パールクラブ	総会、忘年会、旅行、ちょい呑み会、カラオケお楽しみ会、映画鑑賞会、ニューススポーツ練習会、お助けマン等の11のサークル活動
第一県営住宅地区	サークルさくらの会	定例会、音楽鑑賞会、日本舞踊、健康体操、健康研修会等
第二県営住宅地区	ニコニコクラブ	※令和7年4月1日現在休止中
大蔵地区	大蔵長寿会	定例会、懇親会（敬老会・忘年会）、グラウンド・ゴルフ、卓球サロン、麻雀、囲碁、初詣バスツアー、オレンジカフェ鑑賞、地域交流等
越の山住宅地区	越の山クラブ	定例会、健康卓球クラブ、麻雀クラブ、音楽クラブ、お茶飲み会、ハイキング等
宮山地区	宮山楽友会	総会、納涼祭、忘年会、新年会、カラオケ、ウォーキング、映写会、グラウンド・ゴルフ、ニューススポーツ、バス旅行等
岡田地区	岡田笑和会	定例会、カラオケ、体操、茶話会等
岡田新町地区	新町新生会	食事会、麻雀、ニューススポーツ、民謡踊り等
一之宮ソフィア地区	椿の花サロン	定例お茶会、手芸、フリーマーケット、健康講座、クリスマス会、ひな祭り食事会等
一之宮地区	一之宮第一ゆめクラブ	月例会、カラオケ教室、グラウンド・ゴルフ、演芸大会、お花見、親睦旅行、忘年会、新年会、脳と体の軽い体操等
一之宮地区	一之宮第二ゆめクラブ	
中瀬・筒井地区	いきいき筒和会	※令和7年4月1日現在休止中
大曲地区	ゆめクラブ大曲	定例会、体操・講座、地域サロン参加、演芸大会での盆踊り、親睦旅行等
田端地区	田端高砂会	定例会、グラウンド・ゴルフ、茶話会、防犯パトロール、地域交流（子ども会、祭礼）等

会員になるには

概ね60歳以上の方が対象です。お電話等でシニアクラブ連合会事務局へお問合せください。

問合せ・・・寒川町シニアクラブ連合会事務局 080-2078-3898 寒川町ふれあいセンター内（月・火・水・金）



寒川町ふれあいセンター

寒川町ふれあいセンターは、高齢の方がいつまでも明るく健康で、自身の豊かな経験と知識・技能を活かして活動を行うための施設です。介護予防のための活動や、地域や世代間の交流を行うための拠点としてご利用ください。

名 称：寒川町ふれあいセンター

住 所：寒川町小動982-2



施設の貸し出し

各種講座などが実施されていない日は、ふれあいセンターの施設を貸し出します。

利用申込のできる方	町内在住の60歳以上の方 10人以上で構成している団体。（※要事前登録）
利用のできる施設	会議室A (77 m ²)、会議室B (58 m ²)
利用の出来る目的	①高齢者の豊かな経験と知識の活用及び文化活動をとおして、社会参加や地域、世代間の交流を図る事業 ②健康や生きがいを高め、介護予防の促進を図る事業
利 用 料	無 料
利 用 時 間	9時～12時または13時～17時 ※連続使用する場合はこの限りではありません。
休 館 日	年末年始（12月29日から1月3日まで） ※必要に応じて休館する場合があります。

ご利用になるには

希望する日の2ヶ月前から、1週間前までにふれあいセンターへお問合せください。

問合せ・・・寒川町ふれあいセンター 0467-74-7715

囲碁・将棋の利用

ふれあいセンターにある囲碁・将棋をご利用いただけます。

対 象 者・・・町内在住 60歳以上の方

利 用 日 時・・・9時～17時

利 用 料・・・無料



ご利用になるには

ふれあいセンターへお問合せください。

問合せ・・・寒川町ふれあいセンター 0467-74-7715



各種相談先

問合せ先 一覧表

✿ 寒川町 健康福祉部 高齢介護課（寒川町宮山 165）

電話：0467-74-1111（代表）、FAX：0467-74-5613

- ✿ 寒川町役場が行っている高齢者向けサービスについて知りたい。
- ✿ 介護保険料の納付について聞きたい。
- ✿ 介護保険の認定について聞きたい。 等

✿ 寒川町地域包括支援センター（寒川町宮山 165）

同センター 南部相談室（寒川町一之宮 8-5-20 南部文化福祉会館 1 階）

電話：0467-72-1294、FAX：0467-72-5552

南部：0467-38-8258、FAX：0467-38-7906

- ✿ 家族の介護や認知症について相談したい。
- ✿ 高齢者の権利擁護・虐待について相談したい。
- ✿ どこに相談すればいいのか分からぬ。 等

✿ 寒川町社会福祉協議会（寒川町宮山 401 健康管理センター内）

電話：0467-74-7621、FAX：0467-74-5716

- ✿ 社会福祉協議会が行っているサービスについて知りたい。等

✿ 寒川町社協ボランティアセンター（寒川町宮山 401 健康管理センター内）

電話：0467-72-3721

- ✿ ボランティアを行いたい。または、ボランティアを依頼したい。等

✿ 寒川町シルバー人材センター（寒川町小動 982-2 ふれあいセンター内）

電話：0467-74-7622

- ✿ シルバー人材センターで働きたい。または、仕事を依頼したい。等

✿ 寒川町シニアクラブ連合会（寒川町小動 982-2 ふれあいセンター内）

電話：080-2078-3898

- ✿ シニアクラブが行っている事業について知りたい。
- ✿ 寒川町にある各地域のシニアクラブに参加してみたい。 等

✿ 在宅ケア相談窓口（茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所高齢福祉課内）

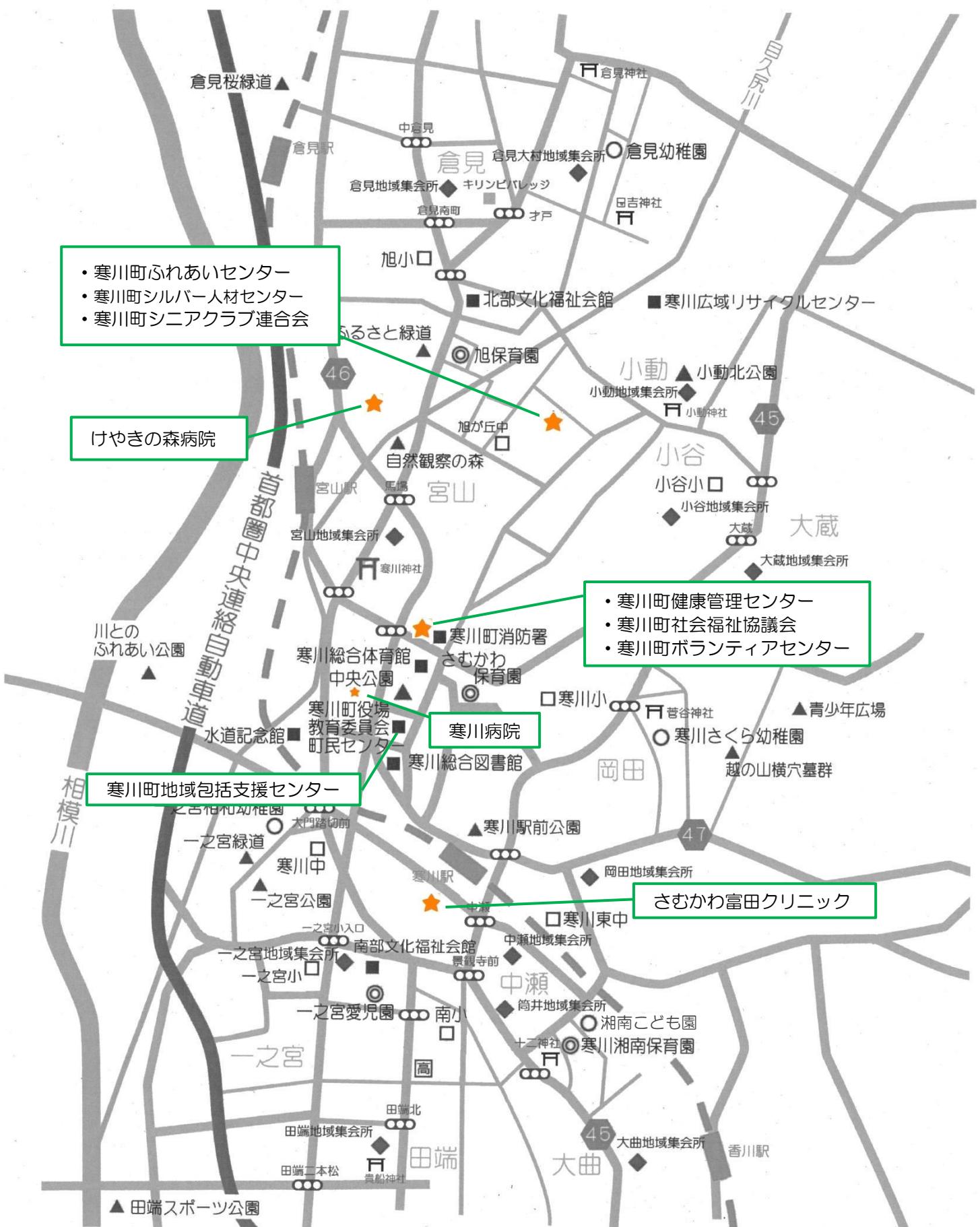
在宅医療・介護に関する相談窓口として、茅ヶ崎市と共同で開設します。

電話：0467-38-3319

（8時半～17時 ※土日祝日、年末年始を除く）

- ✿ ひとり暮らしだけど、できるだけ自宅で暮らしたい。
- ✿ 訪問診療をしてくれる診療所はあるの？
- ✿ 介護サービスを受けているけど医療の心配がある。 等

ガイド掲載施設等の案内図



高齢者のお悩み事

まずはお気軽にご相談ください！



介護保険

権利擁護

もの忘れ

日常の困りごと

さむかわまち いき ほうかつしえん

寒川町地域包括支援センター

0467-72-1294 (町役場本庁舎1階)

さむかわまち いき ほうかつしえん

寒川町地域包括支援センター南部相談室

なんぶそうだんしつ

0467-38-8258 (南部文化福祉会館1階)

※ご相談内容によっては、他の専門相談機関をご案内させていただくことがあります。

65歳からのサポートブック～寒川町高齢者ガイド～（令和7年10月発行）

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町役場 健康福祉部 高齢介護課

TEL 0467-74-1111(代表) FAX 0467-74-5613

